

令和3年1月14日 00517号

編集者：佐藤寿春

北見市幸町8丁目4-4(佐藤整骨院内)

NPO法人北見市武道振興協会事務局発行

直通:090-5986-0839

URL <http://www.kitamibudokan.org/>

代表：0157-22-2212 Fax:0157-23-0581

satou.tosiharu@navy.plala.or.jp

北見武道通信



ニュースレター【事務局情報】北見市武道館指定管理者指定の決定！

※1月10日15:56撮影

NPO法人北見市武道振興協会（以後、「当会」）が、公の施設（北見市武道館）に係る指定管理者の指定について9月3日（木）端野総合支所において行われた選定会議（プロポーザル）に臨みましてところ、北見市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第6条の規定に基づき、当会が選定されました。通知は12月23日付で送られてきました。指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります。〈佐藤〉

武道振興協会事務所の花シリーズ「ボケ 長寿楽」 お正月園芸店にとっても美しい朱オレンジの花のボケが咲いていました。木瓜と書きますが花ことばは「先駆者」「指導者」「妖精の輝き」などボケとは言えども縁起の良い木です。また秋には5



cm前後の緑色の香りの良い実を付けます。〈渋谷〉 **連載嘉納治五郎師範の教え**

柔道の教育的価値「柔道を教育に役立てることについて」③〇 この様な人に柔道は、そんな中でなし得る最善の方策は何かを見つけ出す助け船となるでしょう。逆説だと思われるかも知れませんが、この様な人は私の見るところでは、成功の絶頂にいる人と同じ立場にいるのです。どちらの場合でも、辿るべき道は1つしかありません。よくよく考えて、自分がその時点で取れる最善の進路であると見なした方向が、即ちその道なのです。かくして柔道の教えは、人を失望と無気力の深みから将来に輝ける希望がある生氣ある活動的な状態に導けるのだといえます。・つづく（講道館ネット配信より）